



「新成人 決意を新たに」 秩父別町成人式 1/7

- タイで秩父別町の観光情報等が発信されます
- 認定こども園くるみ 平成29年度入園児募集
- 地震に備えましょう
- 議会だより

国際交流

秩父別町の魅力・観光情報 タイで情報発信されます



前列左：パシリー・パリチャニさん 前列右：パシリー・サナシンさん 後列左：種市敏則さん

タイ・チェンマイ在住のパシリー・パリチャニさんとパシリー・サナシンさんが、タイで秩父別町の魅力・観光情報などを発信するため、12月19日から21日までの3日間、町内に滞在して取材活動を行いました。

2人の来町は、タイの学校と交流を続ける札幌新陽高の元校長で、町内在住の種市敏則さんが、国際交流を通じて町の観光を活性化させようと、以前から交流のあるパリチャニさんに働きかけて実現したものです。

来町したパリチャニさんはバンコクで情報誌のライターとして勤務していた経験を持ち、サナシンさんは現在、広告ビデオ、ネットサイト制作などの仕事をされています。



神薙町長と打合せの様子（12月19日）



秩父別温泉で浴衣に着替え、日本文化を体験しました。

2人は、「タイでは北海道が人気で、函館や小樽などの観光名所よりも、あまり知られていない場所を探して旅行する人が多い」と話し、「秩父別町の良い所の温かさ、札幌からのアクセスの良さ、季節ごとに行われるイベントなどを中心に情報発信していきたい」と話しました。

町では、観光情報やイベント写真などの画像を提供して協力し、フェイスブックやYouTube、タイ国内最大級の掲示板サイト「パンチップ」を利用して情報発信される予定です。

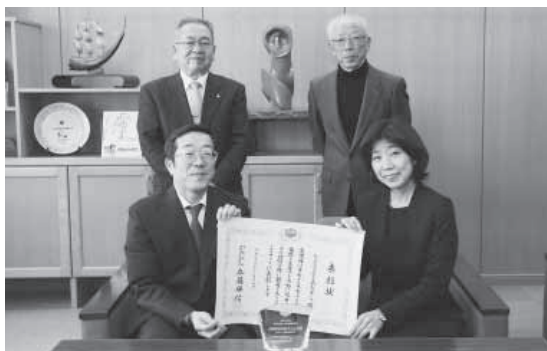
NPO法人あおぞら 内閣府特命担当大臣表彰を受賞

【道内で唯一】

子育てや子供の健全な育成に向けた活動を続けているNPO法人あおぞら（北垣威史理事長）が、平成28年度の内閣府特命担当大臣表彰を受けました。

「子供と家族・若者応援団表彰」の子育て・家族支援部門で、全国から16の団体や個人が選ばれ、あおぞらは、町指定管理者としてちっぷつ子ふれあいスクールや認定こども園ぐるみの運営をするなど、地域の子育て支援活動が高く評価され、道内では唯一の表彰となりました。

12月26日、東京で表彰式に出席した北垣理事長は、翌日、同法人役員とともに役場を訪れ、神薙町長に受賞を報告し、北垣理事長は「受賞をきっかけに『子育てしやすいマチ』として広く知ってもらえれば」と話し、神薙町長は「これまでの取組みが認められたことは大変喜ばしいこと。今後益々のご活躍を期待します」と激励しました。



「キッズスクエア ちっくる」

4月1日（土）オープンに向け、工事が着々と進められています

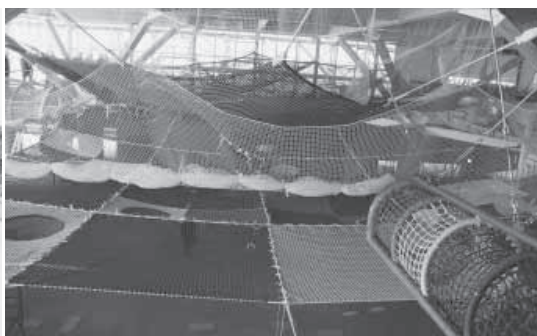
子ども屋内遊戯場「キッズスクエア ちっくる」の建設工事が着々と進められ、工事の進捗率は約9割になりました。現在は内装の仕上げ工事が行われています。

施設は鉄筋コンクリート一部木造平屋建て約600平方メートルで昨年6月に着工。12月28日には目玉となる大型ネット遊具の張り付けが完了しました。

室内の高さ約8メートルの上部に2層の大型ネットを張りめぐらせ、子どもたちが「立体的」に遊べるスペースに仕上がりました。

また、クライミングに挑戦できる人工壁も設置し、乳幼児が安全に遊べるスペースや親などがくつろげるスペースも整備されます。

工事は3月中旬に完成し、3月30日にオープンセレモニー、3月31日に内覧会を開催して、4月1日（土）、正式にオープンする予定です。



秩父別町認定こども園くるみ

平成29年度 入園児募集

平成29年4月1日から秩父別町認定こども園に入園する児童を募集します。

認定こども園の利用を希望される方は「支給認定」を受け、「支給認定区分」により認定こども園をご利用いただくことになります。

平成29年度も3歳未満児の入園児童が多くなる見込みで、こども園の指定管理者（NPO法人あおぞら）では対策を講じておりますが、慢性的な保育士不足の中、保育士の確保が非常に困難であり、受入が厳しい状況が続いております。

そのため、3歳未満児の入園申込みについては、こども園の受入状況及び各世帯の保育の必要性により、入園の可否を決定させていただくこととなります。（申込順ではありません。条件付きによる入園や途中退園をいただく場合があります。）

保護者の就労等に支障を来しかねないことで誠に申し訳ありませんが、状況をご理解いただきお申込みくださいますようお願い申し上げます。

支給認定・こども園利用申請受付期間

平成29年 **2月13日**（月）～平成29年 **2月27日**（月）

【申請書類】 役場住民課総合窓口グループまたは認定こども園くるみで配付します。

【定員】 1号認定児童（平成29年4月1日現在、3歳から就学前までの児童） 10名
2号・3号認定児童（概ね生後10ヶ月から就学前までの児童） 70名

【提出・お問い合わせ先】 秩父別町役場住民課総合窓口グループ 電話 33-2111
秩父別町認定こども園くるみ 電話 33-2450

【入園説明会】 3歳未満児の入園を検討されている方対象の事前説明会を下記により実施いたします。
日時 平成29年2月20日（月）18：30～
場所 秩父別町認定こども園くるみ

◆【支給認定は3区分】

対象者	支給認定区分	
満3歳以上で教育のみを希望される方	1号認定	教育標準時間（原則4時間）
満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される方	2号認定	保育標準時間・保育短時間
満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される方	3号認定	

◆【保育必要量「保育標準時間」と「保育短時間」の認定区分】

保育を必要とする2号認定・3号認定については、保育を必要とする事由やその状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに認定します。

保育標準時間	原則として1日8時間保育	1日最長7時30分から18時までの保育が可能
保育短時間	1日最長8時間までの保育	保育時間 8時30分から16時30分

◆ **【保育を必要とする事由】** 保護者のいずれもが次のいずれかに該当する必要があります。

3歳未満児の場合には、提出された証明書について事業所への聞き取り等により保育の必要性を確認し、入園の可否を決定させていただきます。

また、児童と同居の世帯員（祖父母等）の状況により、利用の優先順位を調整することがあります。

保育を必要とする事由	事 情	保育の必要量
就労 (会社勤務・パート)	子どもの保護者が月64時間以上居宅外で仕事をするため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間(月120時間以上) 保育短時間(月64時間以上)
就労 (自営業・農業等)	子どもの保護者が月64時間以上居宅内・外で仕事(自営業)をするため、子どもの保育ができない場合	同上
妊娠・出産	子どもの保護者が出産前後のため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間 (出産後8週間後の月末まで)
	妊娠出産により退職(就業形態等で育児休業の取扱いがない)した場合で、出産後に復職・就労を予定している場合	保育短時間(原則) 生まれた子供が1歳を迎える前々日まで
育児休業取得時に、既に保育を利用している	当該育児休業に係る子ども以外が既に保育を利用しており、継続利用を希望する場合	保育短時間(原則) 生まれた子供が1歳を迎える年度末まで
保護者の疾病・障がい	子どもの保護者が病気、負傷、心身の障がいのため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間
同居親族の介護・看護	子どもの家庭に介護の必要な人や、長期にわたる病人がおり、介護・看護のため、保護者が子どもの保育ができない場合	保育標準時間
災害復旧	火災や風水害、地震などにより、家屋を失ったり破損したため、復旧の間、子どもの保育ができない場合	保育標準時間
求職活動	子どもの保護者が求職活動(起業準備を含む)を行っているため、子どもの保育ができない場合	保育短時間(原則) 最長90日まで
就学	子どもの保護者が就学(職業訓練を含む)のため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間・保育短時間
虐待・DV	児童虐待を行っている、またはおそれがあると認められる場合や配偶者からの暴力により、子どもの保育ができない場合	保育標準時間
その他	上記に類する状態として町長が認める場合	保育標準時間・保育短時間

◆ **【保育料】**

保護者が負担する保育料は、保護者の町民税をもとに決定しています。

保育料は、4月から8月までは前年度町民税をもとに、9月から3月までは当年度の町民税をもとに決定するため、年度途中で保育料が変更になる場合があります。

※**秩父別町の保育料は、子育て世代の保護者の保育料負担を軽減するため、国の基準額より約50%から70%の軽減や同一世帯の入園児2人目以降無料などの設定をしています。**

【認定こども園くるみで実施している各種事業】

【一時保育事業】 8時30分から16時30分(半日単位も可)

次の理由のため一時的に保育が必要になった方が利用できます。利用期間は原則として月14日以内とし、週平均3日以内です。

- ・週数回のパートタイム等の就労や保護者の突然の病気、冠婚葬祭などの急な予定が入ったとき
- ・認定こども園への体験入園をしたいとき
- ・育児疲れなどにより休養を要するとき

【預かり保育事業】

一時保育事業と同様の理由により、1号認定(教育標準時間)児童の保育時間前後、保育が必要になった方が利用できます。

【延長保育事業】

一時保育事業と同様の理由により、2・3号認定(保育短時間)児童の保育時間終了後、保育が必要になった方が利用できます。

【地域子育て支援センター事業】

子育てサロン、子育てなんでも相談、あそびの広場、子育て講座など、子育て中の親子が集える場所として、週5日開設しています。

後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費及び医療費通知について～

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

なお、手続きには役場への申請が必要です。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		67万円
1割	一般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、役場住民課住民福祉グループまでお申し出ください。

■医療費通知を全受診者へ送付します

これまでは希望者にお送りしていましたが、平成28年9月送付分から全受診者（平成28年1月～6月に受診された方）にお送りします。なお、発行時期は従来の9月と翌年3月に変更ありません。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H28年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H28年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※確定申告（医療費控除）の際の添付資料としては使用できません。

※この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

◆医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
電話 011-290-5601

役場住民課住民福祉グループ
電話 33-2111（内線44）